

# 青森県報

第二百三十五号

令和二年  
十一月十八日  
(水曜日)

令和二年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定予定……………(林 政 課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道 路 課) ……一
- 道路の供用の開始……………( 同 ) ……二

### 公 告

- MS及びJ.U.S.T製品アップデート管理機器賃貸借契約に係る一般競争入札……………(行政経営課) ……二
- カラートリプタ賃貸借(財務会計オンラインシステム)契約に係る一般競争入札……………( 同 ) ……三
- 都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) ……四
- 都市計画の変更案の縦覧……………( 同 ) ……六

## 告 示

### 青森県告示第八百十七号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

#### 一 保安林予定森林の所在場所

下北郡東通村大字野牛字釜ノ平九七、九八、九九の一

#### 二 保安林指定の目的

飛砂の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 青森県告示第八百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年十二月十七日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間	変更 前後	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
----------	----------	---------	-----------------------	----------	-----------------------	-----------------------	--------

2	1
県道	県道
相馬常盤野線	米山菖蒲川線
中津軽郡西目屋村大字大秋字沢田六五の四から 中津軽郡西目屋村大字大秋字沢田六五の一七まで	北津軽郡鶴田町大字野木字東松虫二〇の一から 北津軽郡鶴田町大字菖蒲川字一本柳二二二二まで
後	前
三四・五〇メートルまで	三〇・五〇メートルまで
九九・〇〇メートル	六八〇・九〇メートル
前	後
一三・六〇メートルから 二四・二〇メートルまで	八・二〇メートルから 三〇・五〇メートルまで
九九・〇〇メートル	六八〇・九〇メートル
後	前
四七・五〇メートルから 九・五〇メートルまで	三〇・五〇メートルから 八・二〇メートルまで
七九八・九〇メートル	六八〇・九〇メートル

青森県告示第八百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年十二月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道相馬常盤野線	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元二一九の三から 中津軽郡西目屋村大字大秋字沢田六五の一七まで	令和二・二・二六

公 告

MS及びJUST製品アップデート管理機器賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和二年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

MS及びJUST製品アップデート管理機器 一式

二 賃貸借期間

令和三年一月一日から令和五年十二月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札の日において、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備

五 資格の確認等  
されていることを証明した者であること。

1 入札に参加しようとする者は、仕様適合確認申請書（以下「申請書」という。）により、確認を受けなければならない。

2 提出期限等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書を令和二年十一月二十七日午後五時までに青森県総務部行政経営課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じること。

(二) 確認結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

七 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎 議会棟一階A会議室

2 日時 令和二年十二月三日 午前十時

八 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

九 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札書の提出方法等

入札説明書による。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち三か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって令和二年度の契約金額とする。ただし、令和三年度から令和四年度までの各年度の契約金額は落札価格に四を乗じた額とし、令和五年度の契約金額は落札価格に三を乗じた額とする。

~~~~~  
カラープリンタ賃貸借（財務会計オンラインシステム用）契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和二年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

カラープリンタ 一式

二 賃貸借期間

令和三年二月一日から令和八年一月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

い者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札の日において、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に関係資料を添えて、令和二年十二月四日までに青森県総務部行政経営課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じなければならぬ者、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

七 入札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎南棟四階B会議室

令和二年十二月十六日午後二時

八 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

九 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様を満たされていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札書の提出方法等

入札説明書による。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって令和二年度の契約金額とする。ただし、令和三年度から令和六年度までの各年度の契約金額は落札価格に六を乗じた額とし、令和七年度の契約金額は落札価格に五を乗じた額とする。

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により黒石都市計画

区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和二年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

令和三年一月十五日 午後二時から

二 開催の場所

黒石市役所境松庁舎一階会議室 黒石市境松一丁目の一

三 案件

黒石都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、黒石市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

令和二年十二月九日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

黒石市建設部都市建築課 黒石市境松一丁目の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

黒石市建設部都市建築課

2 閲覧期間

令和二年十一月二十六日から同年十二月九日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

黒石都市計画区域における整備、開発及び保全の方針の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人

住 所  
氏 名

意見の要旨及びその理由

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、むつ都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおりむつ都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和二年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

㊦

一 都市計画の種類

むつ都市計画区域における道路に関する都市計画（一・五・一号むつ横浜線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

むつ市大字中野沢字畑沢野、上北郡横浜町字林ノ後、林尻、川太郎川目、夷ヶ沢目、梨木平、大豆田、家ノ前川目、鶏ヶ唄、中田ノ沢及び中柗名木の各一部

2 追加される土地の区域

むつ市大字中野沢字畑沢野、上北郡横浜町字林ノ後、林尻、川太郎川目、夷ヶ沢目、梨木平、大豆田、家ノ前川目、鶏ヶ唄、中田ノ沢及び中柗名木の各一部

三 縦覧場所

青森県国土整備部都市計画課、むつ市都市整備部都市計画課及び横浜町企画財政課

四 縦覧期間

令和二年十一月十九日から同年十二月二日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円